

令和8年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和8年6月19日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について
日程第2 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
日程第3 議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4 議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第5 議案第37号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第38号 事業契約の変更について
日程第7 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒 川 義 孝
3番	神 谷 直 子	5番	野々山 啓
6番	今 原 ゆかり	7番	福 岡 里 香
8番	岡 田 公 作	9番	長谷川 広 昌
10番	北 川 広 人	11番	鈴 木 勝 彦
12番	柴 口 征 寛	13番	倉 田 利 奈
14番	黒 川 美 克		

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	杉 浦 康 憲
副	市 長	深 谷 直 弘
教 育	長	村 越 茂 樹
企 画 部	長	野 口 恒 夫

総合政策グループリーダー	原 田 優
DX推進グループリーダー	榑 原 雅 彦
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
財務グループリーダー	平 川 亮 二
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	東 文 彦
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	竹 内 正 夫
地域福祉グループリーダー	岩 崎 和 也
介護障がいグループリーダー	藤 克 幸
こ ども 未 来 部 長	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	磯 村 順 司
学校経営グループリーダー	清 水 健
学校経営グループ主幹	岩 間 基 訓

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
主 査	祖父江 佑 介
主 任	立 花 容史枝

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月11日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より、議案第41号 工事請負契約の締結についてが追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で

行うことに決定いたしました。

本定例会が円滑に進行できますよう、引き続き、皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第41号、以上、議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

なお、質問者及び答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないよう、簡潔なる質疑、答弁に御協力をお願い申し上げます。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 2点、お伺いします。

まず、1点目に、固定資産税の免税点引上げに伴い、本市において非課税となる対象はどの程度増加すると見込んでいるのか。また、市税収入への影響をどのように見込んでいるのか、お聞かせください。

2点目に、セルフメディケーション税制の適用期限が延長されますが、本市においてこれまでどの程度利用されているのか。また、本制度は必ずしも認知度が高い制度ではないと考えますが、これまでどのような周知を行ってきたのか。あわせて、今回の延長に当たり、今後どのような周知を考えているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、2点御質問いただきました。

まず、固定資産税の免税点の引上げに関する質問でございます。

固定資産税の免税点の引上げに伴い非課税となる対象につきましては、家屋は97名の納税義務者が新たに免税点未満の対象となり、約33万円の減収が見込まれます。

また、償却資産においては、41名の納税義務者が新たに免税点未満の対象となり、約93万円の減収が見込まれるところでございます。

2点目のセルフメディケーション税制の質問でございます。

まず、セルフメディケーション税制の医療費控除の申告者数について、過去3か年における状況をお答えします。

令和5年度は13名、令和6年度は13名、令和7年度は16名の方がこの制度により申告をしています。これまでの周知に関しましては、税務グループの窓口カウンターにセルフメディケーション税制の医療費控除明細書を備え付けており、確定申告の会場及び窓口や電話により申告者の方からお問合せがあった際には、その制度内容の説明などをしております。また、市の公式ホームページにおいて、税務グループのセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）についてや、市民窓口グループのセルフメディケーションの推進のページにおいて、セルフメディケーション税制について掲載をしております。

今後も同様な周知を行うとともに、ホームページにおける税務グループのページで今回の税制改正の内容を掲載するところがございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） もういいですか。福岡議員。

○7番（福岡里香） はい。

○議長（神谷直子） これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第3 議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 1点、お伺いします。

今回の軽減判定所得基準額の引上げにより、新たに軽減対象となる世帯数や影響額をどのように見込んでいるのか。また、課税限度額を引き上げる理由について、本市はどのように認識しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（東 文彦） まず、軽減判定所得の引上げについて御質問いただきました。

まず、国の制度の立てつけとしまして、今回の改正は物価や所得水準の全体的な上昇の影響で、例えば昨年度5割軽減の対象になっていた方が今年度は2割軽減になるとか、昨年度は2割軽減だった方が軽減の対象外になるといったことが、これまで軽減を受けていた被保険者の方が軽減対象から外れないようにするためのものであるということをまず御理解いただければと思います。

なお、令和7年所得を用いた今年度の令和8年度の算定はまだ現在準備中でございますので、参考としまして、もう1年前、令和6年所得を基にした試算による影響でございますが、5割軽減で8世帯、軽減額が約40万円ほど、2割軽減で9世帯、軽減額は約30万円と見込んでおります。

もう一点の限度額についてでございますが、限度額を引き上げることについてでございますけれども、もともと、今回上限を引き上げるということで、高所得者層の方により多く御負担いただいて、逆に中間所得者層の負担軽減を図るためといったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第37号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 2点、伺います。

まず1点目として、今回の条例改正、令和7年度税制改正による影響を調整するためのものと理解しておりますが、その影響は本市においてどの程度生じると見込んでいるのか。対象者数や保険料収入への影響額について、お願いします。

次、2点目として、今回の特例措置、これ令和8年度限りとされておりますが、その理由についてお願いしたいのと、9年度以降についてどのように取り扱われることになるのかについてもお聞かせください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） では、まず1点目の御質問についてです。

影響人数と金額についてですが、まだこちらのシステム改修を実施している前でございますので、現段階では影響人数等はちょっと分からない状況でございます。

金額についても同様にはなりますが、ただ、国のほうが粗い推計ということの前提ではありま

すが推計をしております、その推計によりますと、保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があるという試算をしております。それを高浜市の予算に当てはめると、高浜市では約740万円程度の影響が生じることにはなります。

2点目の御質問になります。

8年度限りということになりますが、その理由というところで、今回の改正は第9期でもともと設定した保険料収入に影響が出るために、それを遮断するための国の法令改正に合わせております。令和8年度は第9期の最終年度になりますので、1年限りというような内容になっております。

その後の保険料の影響ということですが、そもそも保険料の設定につきましては3年に一度、給付費の推移ですとか、あと国県補助金などの金額を総合的に勘案しながら設定をしてみたいです。

第10期につきましても、この改正による影響額も加味することにはなるんですが、まだシステム改修前で、先ほども御答弁申し上げましたが、影響額は正確に出ておりませんが、先ほどの1%程度というようなことを勘案すると、全体の規模からすると、そこまで大きな影響はないのではないかと考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、今回改正の理由として、令和7年度の税制改正により個人市民税の給与所得控除の最低保障額が55万から65万円に引き上げられたこととなっていますが、そもそもなぜ給与所得控除が引き上げられたのかというところについて市民に分かるようにまず御説明いただきたいのと、次が、介護保険法施行令が改正されたことに伴い保険料を算定する特例措置を条例に制定するって書かれてるんですけど、これ市の判断で特例措置を適用しないという選択肢があるのかについて教えていただきたいんですけど、県内において条例改正しない自治体があるのか、改正または改正によって県内または全国的にこの6月議会にこのような改正が行われているのかについても併せてお聞かせください。

それから、今回のようにこの特例措置を行う場合、介護保険審議会との関係にこれ影響があるのかどうなのかというところについても教えていただきたいと思います。現在は、まだこの段階っていうのは9期を作成した委員さんがまだ委員でいらっしゃるのかという点についてまだよく分からないので、介護保険審議会にこうしたことは答申のような形でいいのか、どのような形、特に何かそういう報告もなくでもいいのか、その辺もよく分からないので教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） ちょっと、一回ここで切っていいですか。

答弁をお願いします。

介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） まず第1点目の御質問の給与所得控除がなぜ引き上げられたのかというところですが、これ税制改正の影響ということがありまして、全国的に個人の所得をなるべく軽減させるというところでは国が統一的行ったというところと理解をしております。

2点目の御質問の特例措置の市の判断で条例改正をやる、しないということなんですが、これはあくまで国の介護保険法の施行令の改正に伴って、それに合わせて各自治体がやるということになりますので、先ほど御質問にありました、これは調べているわけではありませんが、全国的にもやっているものだという判断でおります。

ですので、近隣自治体でやっている、やっていないというところは、ごめんなさい、調べてはいないんですが、6月定例会で減免に関するところをやっているところが、これは本当に近隣市しか調べてはいないんですが、高浜市と碧南市、安城市が6月定例会でこの減免の関係の上程をするというところは聞いております。ただ、この条例の中にある改正案にある遮断のところ、遮断の部分については3月定例会でやってるともありますし、うちみたいな6月定例会でやってるところがあるということで、バラバラというところは認識をしております。

3点目の御質問の審議会の件ですけれども、こちら議員おっしゃるとおり、今年度は来期の計画策定に向けて保険料の設定も議論することになります。ですので、先ほど御答弁申し上げましたが、多少ではありますが影響は出ますので、その点も含めて総合的に勘案して保険料設定をどうするかというのは、当然、介護保険審議会には諮っていく予定ではございます。

○議長（神谷直子） では、続きをお願いします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっとこれ補正にも絡んできちゃうとこなんですけど、先ほどのそのきつと今、碧南市と安城市っていうことで6月議会に行われるんじゃないかというお話があったんですけど、ちょっと3月でやったり、例えばこの間の臨時議会でやったりっていうところもあるのかなと思うんですね、今の御答弁でいくと。そうすると、私はちょっと6月定例会、大丈夫かなっていう心配があるんですね。これシステムの改修も必要になってくるということで、システムの改修も含めて、いつこれどのような手続を経て改修が行われて、いつ改修完了になるか。それから、これ改正後の保険料の…

○議長（神谷直子） 倉田議員。答えをもらっての質問ではないですよ。続きですよ。

○13番（倉田利奈） 続きです。

○議長（神谷直子） でも、何か今安城市とか何とかっていう話があったんで、それは答え…

○13番（倉田利奈） 分かりやすいように説明しただけで、これはもともと…

○議長（神谷直子） そうですか。あんまりそういうことを言わないようにしていただけると。続きのように聞こえませんので、お願いします。

○13番（倉田利奈） 分かりました。

今後のスケジュールを教えてください。特に保険料の納付通知に影響があるのか、いつこれ納付の通知が発送されるのかについては、やはりちょっと市民の方もこういうことがあるとどうなのかなというところがありますので、そこについて教えてください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） では、スケジュールになりますが、まずこちらの上程された議案を御議決いただいた後になりますが、7月上旬早々に業者を決めてシステム改修の契約をするという流れになります。

本徴収のスケジュールなんですけど、これは例年ですけれども7月末頃に計算処理をかけて、8月の中旬に打出し、封入をして8月の中旬に発送というのが通常の流れになります。ですので、それに合わせて7月中にシステム改修をして、処理をして、打出し、封入、発送ということになりますので、特段例年どおりのスケジュールで行けるというような段取りで進めてまいります。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどの答弁でよく分からなかったのが、結局、今回の影響される人数が分からないってことと、国としては1%程度の影響になるのかってことで、高浜市はそれで計算すると740万円程度ですよっていう今御答弁があって、それについては大きくない影響であるってようなお話があったんですけど、そうやってきた場合は特例措置を適用しないっていうことも私は可能性としてはなきにしもあらずなんですけど、これは国としてはもう絶対的っていうか、絶対的にやらないといけないっていう理解なのか、ちょっともう一回そこを確認したいのと、あと、この特例措置を行う場合っていうことで、今回、令和9年度からの介護保険の審議会、今後どう保険料をどう設定していくかっていう審議がされるんですけど、いわゆる今のこれについては第9期の計画に当たった方々の計画ではなくなるんですよ。ちょっとここは変更されると思うんですね、計画的には。そうやってきた場合、その報告のみをするのか、何かどういう形になるのか、その辺がちょっとよく分からないですし、計画は計画でもうできちゃってるものだから、それ以上のことについては特にそういった措置も何もなくいいのかっていうところについてよく分からないので教えてください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がい（藤 克幸） 1点目の御質問の、国の改正にやっぱり従わなきゃいけないのかというところは、議員おっしゃるとおりでございます。国のほうの法令改正があって各自治体これに合わせてやるようにという通知が出ております。

2点目の9年度に係る影響のところでは計画に影響があるかどうかというところなんですけど、もともと税制改正がちょっと突発的なものでございまして、今回の改正の趣旨としましては、そもそもそれがなかった、要は通常どおりで保険料を収入をもらうというような改正になりますので、

特段何か計画を変えなければいけないですとかそういったことはございませんので、こういったところ特段、審議会のほうに今報告するという予定はございません。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第38号 事業契約の変更について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、事業計画の変更について何点かお聞きしたいんですけど。

今回、PFI契約を見直すってということで私はこの間ずっと問題である旨、繰り返してきたんですけど、今回見直しが行われていることは評価したいんですけど、同時に、これまで過大な維持管理費を支払ってきたのも事実であります。

そこで、今回仕様変更により減額となった維持管理費、まず2,464万8,564円のこれ内容、それからこの減額に関する毎年の支払額、それから残存期間をまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、これまで仕様を変更する前に過大に支払ってきた維持管理費の総額についてお聞かせいただきたいのと、これまでの契約変更を含め、契約変更により、契約時より維持管理費っていうのが当時の最初の契約から増額したのが幾らなのか。それから全体で契約時より幾ら増額してるのか。その点について、幾らから幾らになって、幾ら増額したのか、維持管理部門。それから全体で、幾らから幾らになって幾ら増額したのかについて教えていただきたいと思います。

それから、これ増額となった維持管理費のちょっと内訳が示されていないものですから、これ該当するサービス対価ごとの増額となった金額についても教えていただきたいと思います。

それから、今度6月定例会でこれ…

○議長（神谷直子） いいです、もう一問ぐらいどうぞ。

○13番（倉田利奈） いいですか。切ってほしいような…

○議長（神谷直子） 切りますか。じゃあそこまで。

答弁をお願いします。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず事業契約の変更で、維持管理業務の増減についてお答えします。

警備保安業務につきましては、60万7,473円の増。上記以外の維持管理業務につきましては、マイナス1,539万312円。その他関連業務につきましては、850万3,504円の増となっております。

仕様を見直した中で、何を見直したかという、建築物の保守管理業務を7項目ほど見直しを

しまして、まず1つ目が定期保守点検業務の削除ということで、こちらは8年間でマイナス122万4,080円となっております。

2番目といたしまして、給排水衛生設備の巡視点検の削除、こちらが50万4,240円の減。

3点目が空調設備の室内外機及び加湿器点検の削除及び室内機フィルター清掃回数の減ということで、125万8,400円の減。

4番目といたしまして、全熱交換器給排水機ファン点検の削除及び全熱交換フィルター清掃のみの実施に変更したことで、マイナス635万2,192円。

5点目といたしまして、運動機器の点検削除ということで、こちらはマイナス35万2,000円。

6点目が植栽管理の仕様変更ということで、マイナス330万円。

7番目が定期清掃の業務のガラス清掃、ダストマット、照明機器を削除したことによりまして、マイナス1,165万7,652円の減となっております。

サービス対価の残金は残りどれぐらいかということなんですが、令和8年8月以降の支払残額は8億9,240万7,047円となっております。

○議長（神谷直子） それでは、質問の続きをお願いします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 6月定例会でこれ議決した時点では、もう4月、5月、6月の維持管理というのは既にもう行われているということになるんですけど、4月からの維持管理については仮契約が締結されているのか。この今の状況、この時点で議決された場合、どのような契約変更になるのかというのがよく分からないので、その点について詳しく教えていただきたいのと、あとこれ減額分の補正予算っていうのがちょっと反映されているのかよく分からないので、御説明お願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回の事業契約の変更につきましては、仮変更契約を令和8年4月14日に行っております。

補正予算に計上していないかという御質問でございますが、この仕様の見直しを踏まえまして、令和8年度当初予算編成は計上していますので、補正予算の予定はございません。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。これ続きですよね、さっきの。

○13番（倉田利奈） すいません、続きじゃなくて、1回目の答弁漏れでございます。

○議長（神谷直子） 1回目の答弁漏れ、どうぞ。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れが、結局、維持管理費の総額、まず維持管理部分で契約時の金額、そして今回増額した分、金額、で結局幾ら増えているのか。それから全体で契約した金額、そして今回の契約によって幾ら増えているのかについて、そこは答弁漏れでしたのでお願いいたします。

それから、まだ答弁漏れがあって、結局、さっき残金 8 億 9,000 万ということだったんですけど、これ毎年の支払額っていうのはちょっと分からないのかなっていうところと、残存期間が分かれば大体幾らかなっていうのが分かるので、そこについては御答弁いただきたいと思うんですけど、まず 1 回目の答弁漏れで。

○議長（神谷直子） それ答弁漏れでしたか、最後のやつ。違いますよね。質問になかったと思いますけど。

〔「毎年の支払額…」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） では、答弁をお願いします。

学校経営グループ。

○学校経営 G（清水 健） まず、維持管理業務のサービス対価の当初との変更後の差でございます。まず初めに警備保安業務でございますが、当初契約金額は 1,929 万 4,200 円で、変更後の金額は 2,288 万 1,640 円で、当初と比べまして 358 万 7,440 円増加しております。その他の関連業務といたしましては、当初契約金額が 2 億 719 万 8,000 円で、今回の変更後の金額が 2 億 5,162 万 3,947 円で 4,442 万 5,947 円の増となっております。すみません、今がその他関連業務です。

上記以外の維持管理業務といたしましては、当初契約金額が 3 億 9,918 万 7,440 円で、今回の変更後の金額が 4 億 2,769 万 3,293 円で、2,850 万 5,853 円の増額となっております。

あと、支払の件でございますが、令和 8 年度でお答えさせていただきますと、5 月に 1,528 万 9,587 円、こちらは建設費のみの支払いとなっております。8 月が 1 億 994 万 2,377 円で、11 月が 1 億 994 万 3,446 円、2 月が 1 億 994 万 4,514 円となっております。

○議長（神谷直子） ほかに。

10 番、北川議員。

○10 番（北川 広人） 細かいことは委員会で再度、多分聞いていただけるとと思います。ここでも言っても全く分かりません。総括質疑ですので、大綱的な話をお聞きしたいというふうに思います。

要は、事業契約の変更というのは当然あってしかるべきだという理解をしておりますけれども、数年にわたってもうこの事業が進んできた中で、今回は何回目の契約の変更なのか。それから、当初予算との総額の差がどれぐらい今出ているのか、それだけお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営 G（清水 健） 今回で事業契約の変更は、18 回目の契約変更となります。

当初契約が 47 億 9,766 万 8,421 円で、今回の変更後の契約が 49 億 8,570 万 3,978 円となりますので、1 億 8,803 万 5,557 円の増額となっております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本案については、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第7 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいただきますようお願いいたします。

歳入、歳出を分けて質疑を行います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 歳入は20、21ページしかございませんので、こちらで14款2項5目のまず教育費国庫補助金についてお聞かせいただきたいのと、この補助金についてのこれ相談支援ということで先日御説明があったんですけど、これは具体的にどこで行われている、またはどこで行う事業について充当されるのか。

それから、この本事業により、これ不登校児童生徒の対象人数とかそういうものは何かもう既に計画されているのかどうか。それから、これ不登校児童生徒等のこの等っていうのが何を示しているのかよく分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、同じく歳入20款4項2目のこれ2つの助成金について、これいつ計画が行われて、いつ申請をされたのか。これ内示については、補正の詳細については3月10日と3月30日ってなったんですけど、これいつ申請して、いつ内示が下りたのか。

それから、あの当初予算にこれ計上されなかった理由についても併せてお聞かせいただきたいのと、これ今回のこの対象事業における助成金というのは、この1回で終わりなのか、継続はされないと思うんですけど、そのあたりの確認をしたいと思います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず、不登校児童生徒等の学び継続事業費補助金について、こちらの充当先は10款教育費、1項教育総務費2目の事務局費で、ほっとスペースの会計年度任用職員2名分の人件費に充当する予定をしております。

実績ってということなのですが、ほっとスペースの利用実績といたしまして令和7年度実績でお答えさせていただきます。来所された方が58人、電話での相談が22人となっております。

今回、不登校児童生徒等の学び継続事業費補助金の目的なのですが、不登校の児童生徒が学校内や教育支援センターなどで安心して学べる環境を確保するため、校内教育支援センターの設置やICT環境の整備などを実施する自治体に補助するということで不登校児童の保護者への支援体制の強化ということで、相談支援や学習会の実施、情報提供体制の整備に関する補助というこ

とになっております。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 私からは、各助成金の関係で御説明をさせていただきます。

まず、この2つの助成金につきましては、申請につきましてですけども、まずは通知、各財団から通知があったのが夏、8月頃になります。その後、申請は10月に行っております。その後、審査を経て、内示と言われるところにつきましては交付決定と同時期になりますので、どちらも3月という形になります。

なぜ当初予算に計上ができなかったっていうところにつきましては、3月に内示が出ておりまして、直近の定例議会である6月というところで今回は計上させていただいたものになります。

また、今後の継続の部分につきまして、特に今回でいきますと、地域活性化センターの助成金の部分につきましては、連続で同じような内容を交付することというのはなかなか難しいと思いますので、引き続き、継続する場合であれば、ほかの助成金等を活用していきたいというふうに思っております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まずちょっと1点だけ答弁漏れがあって、この不登校児童生徒等の等がちょっとよく分からないっていうのが御答弁がなかったのかなっていうのと、あと、結局、ほっとスペースの2名分の今、人件費という御答弁があったもんですから、いわゆるこれまでのほっとスペースの職員数の強化みたいな感じで捉えていいのかなと思うんですけど、そのあたりを教えてくださいたいと思います。やっтерことは特に変わらず、人を増やして多くの子供たちが相談があればそれを受け入れるとかそういう考え、そういう認識でいいのかどうかっていうのがよく分からないので教えてくださいたいのと、あと助成金の話なんですけど、結局、今の話でいくと、3月10日、3月30日が内示だもんだから間に合わないからもう補正でやったよっていうことで、多分これ補正じゃなくて当初予算に一般財源で計上しておいて、後からいわゆる変える、国庫補助金に変えるっていうやり方もできると思うんですね。でもそうじゃなかったってことは、助成金がなかったら特にこの事業はやる計画がなかったっていうふうに見えるんですけど、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（岩間基訓） 不登校児童等の等についてお話ししたいと…

○議長（神谷直子） ごめんなさい。ちょっとマイクが遠いのでマイクを近づけて。

○学校経営G主幹（岩間基訓） 失礼しました。不登校等について答弁させていただきます。

ほっとスペースは、高浜市内の教育支援センターの役割も果たしております。ホームページには電話番号とかが載っていて、例えば保護者からの生徒指導であったりとか、子育ての相談を受

ける窓口としての役割を果たしております。電話相談等も同様にあります。子育ての悩み、進路指導、発達障害などの特別な支援を要する子供の相談、そういった多岐にわたる相談を受ける場所であり、それについて指導であったり、助言を行う場所であります。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） こちらの補助金がほんとスペースの人員増加っていうことでございますが、こちらの補助金につきまして令和8年2月27日に交付要綱の一部改正がありまして、対象児童が拡大されたということでこの補助金を活用しています。当初予算でほんとスペースの2名分の人件費を計上しておりまして、そのときは一般財源で事業を行う予定でございましたが、こちらの補助金が交付されるということで、今回補正計上させていただいているものでございます。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 補助金がつかなければ、助成金がつかなければ本当にやらないのかってようなお話だったと思います。あと、当初なぜつけられないかというところだと思いますけども、どちらの事業につきましても、市としてやはりいろんな課題がある中で、例えば今回でいけば、地域活性化センターの助成金のほうで使わせていただいた部分につきましては、今後、総合計画の改定等もございまして、やっぱり若者世代だとかそういったところにアプローチをしていくってのはかなり必要だというふうに感じております。そういった課題を解決するためにこういった助成金を活用しながらというところで、今回企画をさせていただいて上げて行った次第で、助成金の内容とも合致をして採択をいただいたというところになります。

また、コミュニティ助成のほうでの複合機の購入につきましても、なかなか今予算がない中で複合機等がなかなか今だと更新ができないような状況になります。不具合が出ればリース等で対応していただいておりますけども、そういった部分も助成金を活用しながら、できる限り買い替えができるようにということで今回やらせていただいたものになりますので、当初予算のときにお金をつけてっていうところになると、なかなか予算の面でも難しい部分もあるかと思うんですけども、こういった助成金を使って、補正になってしまいますけども、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これをもって歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それでは、歳出の2款1項3目地域内分権推進事業と、同じく2款1項12

目、企画・調査研究事業ということで、歳出でお聞きます。

先ほど歳入の部分で倉田議員から聞かれておりましたので、かぶるところもございますけれども、まず3目のほうで、これ吉浜まち協さんの複合機の購入ということで今回この助成金を活用して購入するっていうことだと思うんですけども、これ助成金通らなかつたら買わなかつたっていうふうな理解なのか。今まで多分リースで使っておられたと思いますけれども、これリースを継続するんでなく購入するといったことにした点は、なぜ購入するにしたのかということで、2款1項12目の企画・調査研究事業、これ先ほどもありましたけれども、これ補助金があったからやるっていうように見えてしまうんですけども、これの本当のここの事業自体の意義というのをどこに持っているのかっていうことをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 先ほどの答弁でちょっと内容が若干重複してしまうところもあるかと思うんですが、まず複合機の購入の部分につきましてですけども、議員おっしゃるように、なかなか予算がない中で補助金っていうのがありきでというところがあらわれるかと思います。やはり予算を立てていくに当たりまして、やはり優先順位っていうんですかね、どういうものを先に更新していかなきゃいけないのか、限られた予算ですのでそういったものをやりながら当初予算のほうでは計上しているという状況になります。

今回補助金をいただいたことによりまして、更新をしていくっていうところ、購入をするというところになりますけども、リースをなぜ購入にしたかっていうと、購入することによってランニングコストがかなり減るということが分かりました。今回購入いただくインクジェットの複合機につきましては、1枚当たりの印刷料等もかなり下がっておりまして、長期的に使っていきますとランニングコストがかなり下がるということもありましたので今回購入と、補助金がついて購入という形になっております。

あわせて、調査・研究事業のほうにつきましても補助金ありきじゃないかというお話がありました。こちらにつきましても先ほどちょっと御答弁させていただいたところですけども、やはり高浜市においても現在いろんな事業を進めていくに当たって、子ども・若者世代みたいなのがどうしてもなかなか参画していただけなかったり、参加していただけなかったというのがすごい課題になっていると思っております。その課題をどうにか解決していくために、限られた予算の中でやっていくということになりますと、なかなかこちらにつきましても優先順位がということの中ですぐに予算を計上できない部分がありますので、今回こういった助成金を使わせていただいて地域の愛着だとかそういったところを醸成していきながら、もっともっとう市のほうに若い人たちが関わっていただく、そういった機会をつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 1番、橋本議員。

○1 番（橋本友樹）　ありがとうございます。

この事業、子供たちに工場見学してもらって、その後、シビックプライドの醸成というのが大きな目的であると思います。今年、今の御答弁があったように、今年は助成金を使ってやれますはいいんですけれども、これ単年度で終わってしまうと、なかなかその目的であるところのシビックプライドの醸成までつながらないんじゃないかというふうに考えるんですが、これ次年度以降、同じように継続するために何か考えているのかどうかだけお聞かせください。

○議長（神谷直子）　総合政策グループ。

○総合政策G（原田　優）　議員おっしゃるように、シビックプライドの醸成だとか地域の担い手育成につきましては、やはり単年で終わらせることなく、継続して取り組んでいくことが重要であるというのはこちらも認識をさせていただいております。

今回の内容につきましては、子供たちの参加だけではなくて、企業さんだったり地域団体だったりそういったところも巻き込みながら一つの事業をやっていこうというふうに考えております。予算がないからできないっていうふうな形にはしたくやっぱりないので、企業さんとかそういったところに協賛だとか協力をいただくというところを、今回の事業を通じてしっかりノウハウ等も見ていただきながら、次、ほかの団体さんがやっていただいたりだとか企業さんが協力してやっていただいたりとかそういったところにつなげていきながら、またあと企業版ふるさと納税みたいな、そういったところも市内外の方たちにも呼びかけをしていきたいと思っておりますので、そういったところを使いながら、できる限り継続していける方法をやっぱり検討していかなきゃいけないとは思っております。以上です。

○議長（神谷直子）　ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　同じく、歳出の2款1項12目をお聞きするんですけど、今回のこの本事業、これほぼ助成金で賄われることになってるんですけど、この当初予算、いわゆる人件費は計上されてないと思うんですけど、これどのくらいのこの人件費見込んでいるのかっていうのが分からないので、補助金があるから全部できるよっていうわけじゃないんですよね。職員の人件費っていうのをやはり考えなきゃいけないと思います。

それから、これ本当によく分からないことがいっぱいありすぎて、この目的に書かれている新たな人材の発掘ってあるんですけど、何のための人材の発掘なのか、ちょっとこれよく分かりませんし、そこも教えていただきたいと思いますし、あと「この取組を地域と共に創り、つないでいくため、関係団体にも協力をお願いしていく。」今の御答弁にもあったんですけど、地域体験イベント等業務委託料、地域団体とか地域の人とやってくよっていう感じだと思ったんですけど、これでも委託料が入ってるんですよね。この委託の内容について詳しく教えていただきたいのと、あと今回私もいろいろ調べてもなかなかよく分からなくて、今回のこの補助金を使うこと

について、ちょっと私は会計検査とか、こういうのって珍しいから多分入る可能性もあるかなと思うと、これについては補助金を充てる内容については国にもうこれは確認済みでよろしかったでしょうかっていうことをお聞きしたいと思います。

それから、地域内外の交流促進で今ふるさと納税云々っていう御答弁があったんですけど、何かふるさと納税でどうやって交流促進というのが、ただ単に買って、返礼品出すだけのような気がするんですけど、これはどういうことなのかというのがよく分からないですね。その市外からも人を呼ぶのかどうかっていうのがちょっとこれよく分からないなっていうのと、あと、協力事業者へ支払うこの25万円、これの内訳についてもよく分からないので教えていただきたいと思います。

そして最後に、事業のこれ費用対効果、やはりどういうことを具体的に最終的な目標としてそれを達成するのかっていうのがよく分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、同じく歳出3款1項2目の…

○議長（神谷直子） 一回ここで切っていいですか。

答弁をお願いします。

総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） 一つずつお答えしていきたいと思います。

まず、職員の人件費の見込みというところになります。

正直ちょっと人件費の見込みまで私ちょっと見込みきれては 아니ですけども、私ももちろん含めて、総合政策のグループ職員で対応させていただこうと思っております。イベント自体もやはり土日にやったりすることもあるかと思います。そういったところでは確かに経費がかかってしまうなというところは正直なところがありますけども、こういったイベントをやるために助成金を使ってというところが大半になるかと思いますので、御理解をいただければと思います。

続きまして、何のための人材発掘かというようなことでした。

先ほど答弁でも私させていただいたとおりですけども、来年度におきましては高浜市の第7次総合計画の後期計画の策定というのが迫っております。やはり後期計画つくっていく中で、将来のまちの担い手である子供や若者世代、あとは高浜で活動していただいている企業さんとか団体さん、そういったところと一緒に後期計画をつくっていくという必要があるというふうに感じております。今回の企画をもちまして、いろんな方に関わっていただきながら、そういった計画、もしくはこれからの高浜のまちづくりに携わっていただきたい、そういった思いがあります。

続きまして、委託料の内容になります。

委託料につきましては、子供主体のお祭りのほうの委託ということで計上させていただいております。現状、20万円という金額が計上されております。お祭り自体は、ちょっと今、資料上で

は人形小路の菊まつりというふうに書かせていただいているんですけども、こちらこれから企業さんとか参加者を募集してって、企業さんとか参加者さんと実際にやっていく内容を決めていきたいというふうには思っておりますが、具体的には、例えばシン・鬼みちまつりですか、わくわくフェスティバルだとか、校区を限定しないで皆さんが多く参加していただけるようなお祭りで実施をしていきたいと思っております、そういったところで協力いただける団体さんに委託料を計上させていただいているところでございます。

補助金を使うことの確認というところになります。

こちらにつきましては、事業計画を10月に出させていただいて、内示を3月にいただいております。その内示が出るまでの間に、国から少し修正をしながら確認をして、財団から確認がありながら修正をして内示をいただいているというふうに思っておりますので、こちらについては問題がないというふうに思っております。

続きまして、市内外のというところのふるさと納税の部分につきましてはですけども、主要新規の事業のほうにも書かせていただいておりますが、市内外の方たちにも高浜のいいところを知っていただくというところにおいて、関係人口の創出みたいところはすごくキーポイントになってくると思います。市外の方がもしくは市内の外の方が、高浜のことをいいなとか好きだなとかそういうふうに思っていただくことによって寄附をいただくということは十分に考えられることだと思いますので、市内外、外のほうにもしっかりPRをしていけたらというふうに思っております。

続きまして、報償費の25万円の内訳というところになります。

こちらにつきましては、現状、お祭りのほうと工場見学のほうに分けて計上をしている状況になります。現状でいきますと、工場見学のほうで協力いただいた事業者様のほうに、今のところ計上額でいきますと、1事業者当たり3万円を5事業者に計上していると。あと、お祭りのほうですね。お祭りのほうにつきましては、そういったところでイベントに携わっていただいているゲストの方を呼んだりとかっていうことを現状は計画しております、1人当たりで10万円という形で25万円という数字が上がっております。

最後、費用対効果の部分につきましては。

こちらにつきましては、実際これイベントをやってみないと分からない部分は確かにありますけども、先ほども申し上げたとおり、やはり若者世代、子ども・若者世代、そして企業さんみたいなところのつながり、そういったものはすごく大きいものだと感じております。これからまちづくりを進めていく、総合計画をつくっていくという中におきましては、そういった方たちがもっともっとまちに興味を持っていただく、そういった事業に参画していただく、そういったところが費用対効果として、本当に一緒にまちづくりやっていくんだ、一緒に担っていくんだっていう方が増えていくことがすごく大事なことだというふうに思っておりますので、よろしくお願い

いたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、1回目の続きをお願いします。

歳出3款1項2目のソフトウェア修正業務委託料及び3款1項7目の介護保険システム修正業務委託料について、お聞かせください。

以前、委託せずに職員がシステムの改修を行ったことがあるんですが、今回委託しないといけないという理由についてお聞かせいただきたいのと、あと、特に介護保険システム、これ893万2,000円とこれ予算金額が多いのと、あと全てこれ一財、一般財源で充ててるってということなので、この予算金額が大きい理由と、あとこれ全て一財で行わなければならない理由も併せてお聞かせください。

それから、社会福祉推進事業のほう、こちらは10分の1のみの国庫補助しかないってことなので、これは国から多分定められちゃってるのかなと思うんですけど、あまりにもこれ少ないっていうところで、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） まず、1点目の御質問になります。

職員のほうでできないのかというところですが、やっぱり法令改正に伴う修正業務につきましては、何か間違いがあると当然市民の方に影響が出るというようなところが大きいところがありますので、これはもう委託でシステム業務、修正をするというところがございます。

あと予算の規模につきまして、介護保険のシステムが特に高いというところですよ。これ先ほど条例改正のところの内容の反映がされるんですが、結構複雑な内容になっておりますので、やはりベンダーさんのほうとしても業者のほうとしてもちょっと少し手間がかかるというようなところで、これだけ高い金額の提示がございました。

あと一般財源というところなんですけど、すいません、こちらの3款1項2目の18万7,000円につきましては、こちら補正予算の詳細説明にもありますが、今回2つの修正業務を計上しております。そのうちの一つになりますが、処遇改善加算に係る修正費用というのが37万4,000円になりまして、こちらについては国の補助が2分の1つきますので、その中の18万7,000円というような内訳でございます。もう一つの特定期族特別控除に係る修正費用につきましては、現段階で補助がつくかは未定になっておりますので、こちらについてはもし今後国のほうから補助がつくというような通知がありましたら、歳入増額で補正計上させていただこうかと思っております。

同様に、3款1項7目の介護のシステム修正業務につきましても、同様にまだ国の補助がつくつかないか、ちょっとまだ今の現段階では分からないというような状況ですので、こちらもしつくようなことがあれば、歳入の増額補正をさせていただきます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、再質問したいと思います。

2款1項12目の件なんですけど、これ委託料を結局お祭りの企画や運用されている団体へ委託料を払うということになるのかなと思うんですね、先ほどの御答弁聞いてると。これは地域の方にいわゆる御協力いただいたり、団体に御協力いただくっていうことで、大体いろんな例えば何かつくってるとかいうところだと、例えば子供たちに体験とかさせてあげますよということで、大体無料とかで体験できるんですけど、あえて何かそれを委託料払うっていうことがちょっとよく私には理解ができないので、そのあたりは何かどういうことなのかっていう何か理由をお聞かせいただきたいのと、あと先ほどから言ってる、その市内地域内外の交流促進、これが今の御答弁でいくと、ふるさと納税によってまちを知っていただく、それだけになるのかなと思うんですけど、そこがちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。

それから、同じくこの協力事業者に支払うことにつきましても、子供が工場見学も結構これすごいお金がかかるんだなっていうところも、ちょっと私は何か市内の事業者さんだったら結構協力してくれるんじゃないかなと思うので、そこもちょっとよく分かりませんし、お祭りでゲストを呼ぶっていう話なんですけど、子供がやるお祭りでそういった10万円の方を呼ぶとなると、それなりに企画をして計画をしてってやってくと、すごく大人の手が入らないとこれできないんじゃないかなと思うので、そのあたりどのように考えてるのかなっていうのが分からないので教えてください。

それから、結局ちょっと費用対効果についてもよく分からなかったですし、あと歳出の3款1項2目のシステムの改修の件なんですけど、今後、補正予算で国庫補助金が入る可能性があるような御答弁いただきました。結局、多分これ随契で多分システムを入れてやるとこがやるのかなと思うんですけど、そういった場合、これ市の積算っていうのは結局この金額イコールっていうことで認識はいいのかどうか、そのあたりについてもお聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（原田 優） まず、委託料の部分、企業さん等で団体さん等も協力をいただけるのであれば、例えば無料でやっていただけるんじゃないかとかそういった部分もあって、何で委託料を払うんだっていうようなお話がまず御質問がありました。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、確かに協力をいただける事業者さんをこれから見つけていくことになりますけれども、そういったところが御協力いただけるというふうになれば、確かに金額等はもしかしたらここまでかからない可能性もあります。ただ、我々としては、そういった事業自体をしっかりと責任を持ってお願いしていくというところになりますので、委託料をお支払いをしながら企画、運営、そういったものをやっていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、地域内外のPRの部分につきましては、ふるさと納税というお話がありました。私の答

弁だと、ふるさと納税、最終的にふるさと納税等が入ればいいなというようなところで、市外の方に高浜のものづくりの現場だとか、高浜のそういったところを見ていただくことによって高浜に興味を持っていただいたり、そして高浜のことを愛着を湧いていただいたりとか、そういったところが一番大事な部分だと思っております。

そういった部分を今回の企画の中でやりながら、最終的に高浜に寄附をしていただくとかそういった部分で協力をしていただく、そういったものができるといいかなというふうに思っております。

続きまして、協力事業者への協力金の10万円の部分で、子供たちがやっていく中で大人の手が必要じゃないかというお話がありました。先ほどの委託料にも関わってきますけども、やはり議員おっしゃるとおり、なかなか子供たちだけで全てができるというふうには私も考えておりませんので、こういった委託料をお支払いして事業者の方に入っていていただいて、子供と一緒に手を取りながら一緒に企画、運営をしていくと、そういった形が一番理想じゃないかなというふうには思っております。

また、費用対効果のこと再三おっしゃられております。

これについては先ほどの説明でちょっと足りてない部分はあるかと思うんですが、やはり事業をやってみて、高浜のまちづくりにやはりしっかりと携わっていただく方が増えていくこと、愛着を湧く方が増えていくこと、そういったことはすごく大事だと思いますし、先ほどの答弁の中でいく関係人口みたいなものが増えていくことによって、例えばふるさと納税が増えていくだとかもっともっとう高浜のほうにいろんな方が住んでいただくとか、関わっていただく、そういったところが費用対効果の一部になるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 3款1項2目のソフトウェア修正業務委託の料金の関係なんですが、業者から出た見積りを検討しまして、スケジュール感、あとは人工等々ですね、検討した上での予算計上の金額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本案については、各常任委員会に付託いたします。

○議長（神谷直子） 日程第8 議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（村越茂樹） 議案第41号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。なお、別添の参考資料も併せて御覧ください。

本案は、中学校屋内運動場空調設備等整備工事を実施するため、一般競争入札により落札者を決定した結果、株式会社Sun airを契約の相手方に決定し、契約金額を1億6,883万9,000円といたすもので、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事業の概要につきましては、議会の議決を経た翌日から令和9年3月19日までを工期とし、工事の概要は、高浜中学校及び南中学校の屋内運動場に空調設備を整備いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） 4点ほど、お願いいたします。

昨年度末に学校施設環境改善交付金ということで内定を受けたということで、繰越しを経て今回の契約に至っていることと思いますが、この契約に関する工事の内容を確認したいのと、あと、先ほちょっとスケジュールの話も触れられたと思いますが、この空調設備について、いつ頃使用を開始できるかってことを、まずこの2点をお願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず、空調設備のことについてお答えさせていただきます。

今回、両中学校ともGHP（ガスヒートポンプエアコン）を採用しております。

選定した理由でございますが、イニシャルコスト及びランニングコスト等を比較いたしまして、EHP（電気ヒートポンプエアコン）と比べまして安価であったという点でございます。また、災害時においても利用を想定した場合の自家発電設備等を踏まえた場合、GHPのほうがメリットがあったということでございます。

このGHPでございますが、自立運転機能を有しておりまして停電時でも内蔵されたバッテリーによりエンジンを始動させることができ、発電した電気は専用コンセントと一部の照明器具に電力供給が可能であることから、災害時においても避難時の環境をある程度保つことができます。

いつから利用できるかということでございますが、今年度中に工事を完了いたしまして、令和9年から使用ができるように整備のほうを進めていきたいと思っております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

今の御答弁で、GHP（ガス）とEHP（電気）のほうのイニシャルコストとランニングコストを比較されたということなんですけど、実際、比較検討の結果、どれぐらいの差があったのか

ということをちょっとお聞きしたいのと、もう一点、先ほど災害時に有効だというお話をいただきました。この災害時に利用が可能ということで、実際に普通のエアコンとどう違うのか、少し詳しくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） ガスと電気の比較でございますが、空調設備だけではなくて受変電設備の改修やバルクタンク、自家発電設備等の付帯工事も踏まえまして、比較検討を行っております。比較検討の結果、イニシャルコスト、ランニングコストともにGHP（ガス）のほうが無償であり、総額で約4,640万円ほどの差でGHPのほうが無償となっております。

次に、災害時でございますが、今回設置しておりますGHPの室外機は、先ほども申し上げましたけど、自立機能を有しております内蔵されていますバッテリーに蓄電することで停電時におきましても始動が可能となっております。さらに、エンジンにより発電された電気は専用コンセントと一部の照明器具に電力が供給できます。また、燃料であります都市ガスからの供給が遮断された場合でもプロパンガスでの運用が可能となっておりますので、災害時にも有効だと考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） よろしくお聞きいたします。

少し細かいことをお聞きしますが、工事が長期間にわたる、そして時間によっては授業中も当然工事が始まるということでもありますので、この工事車両及び資機材の置き場を確保しているのか。そして、その区画を隔離することによって、生徒さんへの安全確保はどう考えているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 細かい資材等の置き場所等は今後この契約後に業者と調整をしますが、工事期間中といたしまして、体育館が1か月ほど利用ができなくなるということで学校行事への影響を最小限とするために、今後、学校との協議を早期に行いまして、児童、教員等に御迷惑をかけないようにしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） 実際的には、体育館、生徒に影響があるのは、今、一月ぐらいだというお話がありましたけれども、大変、高所の作業になりますし、授業は、この屋内運動場の授業はその期間、どのような対応を取られるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 先ほど申し上げました1か月ほどの期間でございますが、こちらは屋内運動場自体が使用できないということで、この辺につきましても今後学校のほうと協議を行

っていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木委員。

ごめんなさい、3回目でした。失礼しました。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、まず落札率を教えてくださいのと、あと、今回、南中が空調機が8台で高中が16台なんですよ。これ広さ的にはそんなに変わらないかなと思うんですけど、なぜこれ倍に高中がなっているのか、南中は逆に半分になっているのかについて教えてください。

それから、先ほどのガスの件なんですけど、ガスヒートポンプっていうのが私もどういうものかよく分からないんですけど、多分電気よりもガスのほうが安いっていう計算なんですけど、これもともとその計算したっていうのはガスヒートポンプで計算されてるのか、これ都市ガスっていうことも考えられるかと思うんですけど、そのあたりはどのように検討されてきたのか教えてください。

それから、このガスヒートポンプっていうものは、やはりガスが充填されているものが置いてあるということで、今後のこういう法定点検とかそういうものに関してはどのようにしてるのかについて教えてください。

それから、一部の電力に供給ができるって今お話があって、これすごく災害時に有効だなと思ったんですけど、その一部の電力に供給するためには何かいわゆる、いや自動的にそれ供給されればいいんですけど、そうじゃない場合についてはやはりそうした訓練とかも必要になってくるのかどうか、そのあたりについても併せて教えてください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず初めに落札率でございますが、79.53%となっております。

それと両中学校のエアコンの台数が違うということですが、こちらにつきましては、屋内運動場の大きさや構造上の問題から空調機に求められる能力も変わりますので、各施設に必要な能力を満たすために機器の台数は異なっている状況でございます。

今回、ガス（GHP）を入れるんでございますが、通常時は都市ガスで運転をいたしまして、災害時にプロパン、バルクタンクのほうに切り替えるという形でございます。こちらのガス方式につきましても、都市ガスがいいのかプロパンガスがいいのかということを比較検討いたしまして、通常時は都市ガス、災害時はプロパンガス、バルクタンクを利用するっていう形で比較検討を行っております。

バルクタンクの点検でございますが、こちらはガス自体の劣化がないため、問題がなければ20年ほどの保管ができますので毎年の点検をする必要はございません。ただし、タンク製造後20年が経過いたしますと、5年ごとに開放検査を行うか、タンクの更新が必要となってきます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れ。

○議長（神谷直子） はい、どうぞ。

○13番（倉田利奈） すいません、ちょっと一点、答弁漏れをお願いします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 災害時の切り替えでございますが、通常時、都市ガスを使用する予定でございます。災害時はスイッチ、切り替えのスイッチのほうで切り替えができるということで誰でも切り替えができるような形にはなりますので、今後、設置した際にはそういったことの訓練等、使用方法等の研修等も必要になってくると考えております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと今回しっかり落札率がまともな数字になってるなっていうところは評価したいんですけど、今の切り替えの話なんですけど、ちょっとそこがよく分からないのが、都市ガスからいわゆるガスヒートポンプに切り替えるのもそのスイッチが必要なのか。それから通常のそのガスヒートポンプからいわゆる電気、電気に関する切り替えについても同じなのか、そのあたりちょっとその2点がよく分からなかったんで別々でお答え、説明いただけると助かります。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回、通常時を都市ガスっていうことで考えておりまして、通常時使用するに当たりまして、プロパンより都市ガスのが安価であるということで都市ガスを使用するという形を選択しております。

切り替えの際は、都市ガスがもしも遮断された場合にプロパンへ切り替えができるという形で、都市ガスが供給されている場合に対しては、そのまま都市ガスを使うという形になっております。

○議長（神谷直子） それが多分自動でなるかどうかということが聞きたいんだと思うんですけど。

〔「その電気の切り替えも自動なのか、それとも何か作業が…」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 都市ガスからプロパンに対しては、人が切り替えを行うということになっております。電気の切り替えというのは、ガスなので今のところできない状態でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） 一つお聞かせいただきたいんですけど、学校開放で体育館を使っていた

くことがあると思うんですけども、こうやって空調がつくとその使用料とか何かも当然考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどう検討されとるのか、お聞かせいただきたいんですが。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今まだ検討中ですが、高浜小学校のメインアリーナ等のエアコンの使用等を参考に使用料のほうは設定していきたいと考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

2番、荒川議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第41号 工事請負契約の締結について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

学校体育館は、体育の授業や部活動、学校行事、また地域開放などで日常的に利用される重要な教育施設である一方、空調設備が整備されていない場合には室温が著しく上昇し、生徒や教職員、地域住民にとって非常に厳しい環境となります。暑さを理由に授業内容が制限されたり、活動が中止されたりすることなく、生徒たちが安全に教育を受けられる環境を整備することは行政の重要な責務であります。

また、部活動の観点からも体育館を使用する部活動においても、活動時間の短縮や中止を余儀なくされるケースが増えています。生徒たちは限られた時間の中で活動せざるを得ず、十分な練習機会を確保することが難しくなっています。もちろん、生徒の安全を最優先に考えることは言うまでもありません。空調設備の整備によって、熱中症リスクを軽減し、安全性を高めながら教育活動や部活動を継続できる環境を整えることは、生徒たちの成長を支える重要な投資であると

考えます。

さらに、体育館は学校施設としてだけではなく、地域防災の拠点としての役割も担っています。本市においても、大規模災害が発生した際には、中学校体育館が指定避難所として活用されることとなります。避難所における暑さ対策の重要性が指摘されており、単なる利便性の向上ではなく、市民の生命と健康を守るための重要な防災対策が必要不可欠であります。

そのことから、学校体育館への空調設備整備は、平時には教育環境の向上に寄与し、有時には避難機能の強化につながるものであり、1つの投資で2つの大きな効果を生み出す事業であると言えます。

今回の空調設備の駆動方式はGHP（ガスヒートポンプエアコン）を採用することにより、イニシャルコスト及びランニングコストともに、EHP（電気ヒートポンプエアコン）より安価に抑えることができます。また、災害時、停電時の利用を想定した場合、GHP室外機は自立運転機能を有しており、停電時でも内蔵されたバッテリーによりエンジンを始動させることができ、かつ発電した電気は専用コンセントと一部照明器具に電力供給が可能であるため、災害時においても避難所の環境をある程度保つことが可能であります。都市ガスの供給がストップした場合でも、約3日間の運転が可能となるよう、LPガスを貯蔵できるタンクも整備されています。

以上のことから、GHPを導入した学校体育館は、児童生徒の学校環境の向上だけではなく、災害時には市民の命を守る避難所としての重要な役割を担っていくことでしょう。電力負荷の分散による安定したエネルギー供給を可能とし、非常時における避難所機能の強化に資するものであります。

平時と有時の双方を見据え、しっかりとコストを意識した整備工事として高く評価するものであることから、本議案に御賛同いただきますようお願い申し上げますとともに、財政状況は非常に厳しいことは十分承知の上、小学校にもさらなる整備のお願いを申し添え、賛成討論といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号 工事請負契約の締結について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、6月20日から6月30日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、6月20日から6月30日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、7月1日、午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時22分散会
